

東総衛生組合人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数の状況

1) 採用・退職者数について（平成28年度）

| 採用者数 | 退職者数 | | |
|------|---------|------|----|
| | 自己都合等退職 | 定年退職 | 合計 |
| 0人 | 1人 | 0人 | 1人 |

2) 職員数について（平成29年4月1日現在）

| 一般行政職 | 平成28年度 | 平成29年度 | 備考 |
|-------|--------|--------|----|
| | 13人 | 13人 | |

2 職員の人事評価の状況（平成28年度）

職員の能力育成を目的とした人事考課を実施しました。

人事考課は、考課結果を基に上司と部下で行う育成面談を制度の中心に据えており、この育成面談により、職員の得意な能力をさらに伸ばし、不得意な能力については改善指導をすることで、公務能率の向上を図っています。

3 職員の給与の状況

1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

| 一般行政職 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-------------|--------|----------|----------|
| 平成29年4月1日現在 | 49歳8ヶ月 | 353,114円 | 390,035円 |
| 平成28年4月1日現在 | 49歳2ヶ月 | 354,931円 | 390,576円 |

※平均給料月額・・・職員の基本給の平均です。

平均給与月額・・・給料月額と毎月支給される諸手当（期末・勤勉手当、退職手当を除く全ての手当）を合計したものです。

2) 一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 計 |
|----------|------|----|-------------|-------|-------|----------|------|--------|
| 標準的な職務内容 | 主事 | 主事 | 副主査 主任主事 | 主査 | 副主幹 | 次長 主幹 | 事務局長 | / |
| 職員数 | 1人 | 0人 | 2人 | 3人 | 2人 | 4人 | 1人 | 13人 |
| 構成比 | 7.7% | 0% | 15.4% | 23.0% | 15.4% | 30.8% | 7.7% | 100.0% |

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成29年4月1日現在）

| 開始時間 | 終了時間 | 休憩時間 |
|------|-------|-------------|
| 8:30 | 17:15 | 12:00～13:00 |

5 職員の休業に関する状況（平成28年度）

| 区分 | 育児休業取得者数 | 部分休業取得者数 |
|----|----------|----------|
| 男 | 0人 | 0人 |
| 女 | 0人 | 0人 |

6 職員の分限及び懲戒の状況

1) 職員の分限の状況について（平成28年度）

| | | | |
|----|----|----|----|
| 免職 | 休職 | 降任 | 降級 |
| 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

2) 職員の懲戒処分の状況について（平成28年度）

| | | | |
|----|----|----|----|
| 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

7 職員のサービスの状況

年次休暇の状況について（平成28年）

| | |
|--------|-------|
| 平均取得日数 | 消化率 |
| 9日7時間 | 30.4% |

8 職員の退職管理の状況

該当者なし

9 職員の研修の状況

職員の勤務能力向上のため、外部機関が実施する研修に参加しています。

主な研修の状況について（平成28年度）

千葉県自治研修センター

| 研修名 | 日数 | 参加者 |
|-------------|----|-----|
| 課長補佐研修 | 2日 | 1人 |
| 債務管理・回収(基礎) | 2日 | 1人 |
| 行政不服審査法研修 | 1日 | 1人 |
| 面接試験技法研修 | 1日 | 1人 |
| メンタルヘルス研修 | 1日 | 1人 |

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、安全衛生推進者等を選任しています。

職員の健康状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断等を実施しています。

職員の共済制度としては、千葉縣市町村職員共済組合において各給付・福祉事業を行っています。

11 公平委員会における業務の状況（平成28年度）

1) 勤務条件に関する措置の要求に係る事項

該当事項なし

2) 不利益処分に関する不服申し立てに係る事項

該当事項なし

※1「勤務条件に関する措置要求」とは、千葉縣市町村公平委員会に対し、職員が給与・勤務時間などの勤務条件に関して、組合が適切な措置を講じるよう要求できる制度です。

※2「不利益処分に関する不服申し立て」とは、職員が懲戒処分などの不利益処分を受けた場合で不服があるときに、千葉縣市町村公平委員会に対し、不服申し立て（審査請求・異議申し立て）ができる制度です。